

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 令和 7・8 年度 関東森林管理局競争参加有資格者名簿(「建設工事」)に登録されている者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積依頼書及び仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

〒321-1274 栃木県日光市土沢 1473-1

日光森林管理署 総務グループ 総括事務管理官 (TEL : 0288-22-1069)

見積書等の提出については、電子調達システムで行うこととし、電子調達システムによる提出ができない場合は、持参もしくは郵送による提出を認めます。

※見積書を郵送する場合は、締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名)見積書在中」と朱書きしてください。

※見積書の宛名は「日光森林管理署長」としてください。

3. 契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収又は契約書を作成します。(契約金額により省略する場合があります。)

4. その他

- (1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。

- (2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

- (3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。